

裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成25年9月19日付けで提起のあった、
福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下
「法」という。）の規定に基づき平成25年8月9日付けで行った生活保護廃止決定処分（以下
「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

理由

第1 審査請求の趣旨および理由

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求める。

2 審査請求の理由

処分庁の担当者から平成25年8月10日までにアパート等を探し、同月末までに転居する
よう一方的に言われたが、病気療養中の老人の体身では対応しきれない。

また、早い事務処理により、既に同月9日付で保護廃止が決定されており、完全な騙し
討ちで、このような廃止決定処分は納得できない。

第2 認定事実および判断

1 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書および処分庁から提出のあった関係資料によれ
ば、次の事実が認められる。

- (1) 平成20年3月3日 処分庁は、審査請求人（単身世帯）の保護を開始する。
- (2) 平成23年12月7日 処分庁は、審査請求人と同居する者（以下「同居人」という。）
から保護の申請を受け、同居人の保護を開始する。
- (3) 平成23年12月28日 処分庁は、審査請求人が住む借家の家主への家賃支払において、
審査請求人および同居人以外の別人（以下「関係人」という。）
が介在することから、審査請求人に対して関係人との関係を尋ね
たところ、関係人は同居人が借金している者であると聞き取る。
- (4) 平成25年6月27日 処分庁は、改めて審査請求人に対して関係人との関係を尋ねたこ
ろ、関係人は同居人の見張りのために時々世帯を訪れること、
関係人は に住むが、家に泊まることもあることを聞き取る。
- (5) 平成25年7月3日 処分庁の担当職員は審査請求人宅を訪問する。その際、審査請求
人から次のことを聞き取る。

・関係人は[REDACTED]に家があるが、同居人の見張りのために居ること。

・関係人と一緒に暮らしている。ただし、関係人は自身の収入で生活していること。

(6) 平成25年7月16日 処分庁は、[REDACTED]警察本部刑事部組織犯罪対策課長に対して関係人の暴力団員該当性について照会していたところ、関係人は暴力団員であるとの回答を得る。

(7) 平成25年7月24日 処分庁の担当職員は審査請求人宅を訪問する。その際、関係人から次のことを聞き取る。

・関係人は平成18年頃からここに住んでいること。

・関係人がここに住む目的は、同居人に多額の金を貸したが返済されず、同居人からこの住居を現物で譲ってもらう約束になっているためであること。

また、処分庁の担当職員は、2階の一室は関係人の個室となっており、室内には家財道具があることを確認するとともに、審査請求人に対して暴力団員との同居は見過ごせず、離れて生活してもらわなければ保護を継続できないことを説明する。

(8) 平成25年7月31日 処分庁は、審査請求人および同居人に対して次のとおり説明し、口頭による指導又は指示（以下「指導指示」という。）を行う。

・適正に生活保護を適用する観点から関係人から逃れて暮す必要性があること。

・本年8月末までに転居が完了するよう、同月10日までに転居物件を探し、関係書類を持参すること。

・従わない場合は、法第27条に基づく書面による指導指示を行い、なお従わない場合は保護の停廃止もありうること。

(9) 平成25年8月9日 処分庁は、所内ケース診断会議を行い審査請求人世帯の保護を廃止する方針を決定し、同日に本件処分を行う。

2 判断

はじめに、処分庁が本件処分を行った理由および根拠法令等を確認するところ、本件処分の決定通知書の廃止・停止の理由欄には「暴力団員との同居により廃止します。」と記載されており、また、処分庁の提出した関係書類によれば、その根拠は「暴力団員に対する生活保護の適用について」（平成18年3月30日社援保発第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の基本方針に基づくとしている。

課長通知が示すところの暴力団員に対する保護の適用の基本方針によると、暴力団員は、本来は正当に就労できる能力を有すると考えられるため、法第4条に定める稼働能力の活用要件を満たさないこと、また、暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入について本人が福祉事務所に対して申告することは期待できない等により法第4条が定める資産・収入の活用要件を満たさないと認められることから、法に定める保護の要件

を満たさないものとして、急迫状況である場合を除き、その保護の申請は却下し、また、保護受給中に被保護者が暴力団員であることが判明した場合においても、同様に保護の廃止を検討することとされている。

なお、世帯の構成員に暴力団員がいる場合について、同通知は「生計を同一とする他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第1-2-（1）により世帯分離による保護適用を検討すること。」とのみ示しているが、前記の基本方針を踏まえれば、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要すると認められない場合にあっては、世帯の構成員に暴力団員がいる状態のまま保護を適用することはできないものと解される。

したがって、本件では、関係人が平成18年頃から審査請求人と同居していることを認めていること、さらには、審査請求人の住居に関係人の個室や家財道具があることを踏まえれば（認定事実(6)）、処分庁が審査請求人と関係人は同一世帯であるとして、この状態のまま保護を適用することはできないと判断したことは妥当である。

しかしながら、保護の実施に関連する法令等の定めにおいては、暴力団員と同居している事実のみをもって直ちに保護を廃止できると認められているものではなく、具体的には、被保護者に対して保護の実施のために必要な指導指示を行い（法第27条第1項）、被保護者がこれに従わないと認められる場合は弁明の機会を付与し、その上で保護の停止または廃止をすることができるとされている（法第62条第3項および第4項）。

これを本件についてみると、処分庁は審査請求人に対して関係人から逃れることを前提として、平成25年8月10日までに転居に関する関係書類を提出するよう口頭により指導指示しているが（認定事実(8)）、その履行期限が到達するまでに本件処分を行っていることから（認定事実(9)）、審査請求人が当該指導指示に違反したとはいえ、さらには、当該指導指示を履行しないことについて弁明の機会を付与した事実は確認できない。

したがって、本件処分は法の定めによらずに行われたものであり、違法と判断する。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 26 年 1 月 23 日

審査庁 滋賀県知事 嘉田 由紀子

